

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年4月2日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金68,786円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年12月11日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町溝口地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、普通乗用自動車で一般国道181号から沿道の駐車場に進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。